10　個人データ又は保有個人データの提供

個人データ又は保有個人データの第三者への「提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ又は保有個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、備付けやネットワーク等を利用することにより、個人データ又は保有個人データを第三者が利用（閲覧を含む。）できる状態にあれば（その権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

11　本人の同意

「本人の同意」とは、本人が、債権回収会社の示す方法によって個人情報が取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいい（当該本人であることを確認できていることが前提）、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾の意思表示を当該債権回収会社が認識することをいう。

債権回収会社は、「本人の同意を得（る）」場合には、書面によることとする。

この際、債権者から委託を受けた者又は債権者としての立場を不当に利用して、同意を強いることのないようにすることとする。

同意を確認する書面においては、個人情報の取扱いに関する項目と、他の項目とを明確に区別し、包括的な同意とならないようにすることとする。

なお、本人が未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

12　「サービサー法施行規則」とは、債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成11年法務省令第４号）をいう。

13　「本業」とは、債権回収会社の業務のうち、サービサー法第12条（ただし書を除く。）に規定する業務をいう。

14　「兼業」とは、債権回収会社の業務のうち、サービサー法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けた業務をいう。

15　１から14までに規定するもののほか、本ガイドラインにおいて使用する用語は、法及び施行令において使用する用語の例による。

第３　本ガイドラインの適用対象者の範囲

本ガイドラインは、個人情報取扱事業者に該当する債権回収会社を対象とする。

また、個人情報取扱事業者に該当しない債権回収会社についても、取り扱う個人情報の性質は個人情報取扱事業者である債権回収会社と同じであることから、法の基本理念（法第３条）を踏まえ、個人情報取扱事業者の義務に準じた措置を講ずることとする。

上記の趣旨の下、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者に該当するかどうかを問わず、単に「債権回収会社」と表記するものとする。

第４　個人情報の利用目的に関する義務

１　利用目的の特定（法第15条第１項関係）

債権回収会社は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、本人が自己の個人情報の利用結果を合理的に予測し得る程度の具体性をもって特定しなければならない。

具体的には、債権回収会社が本業での利用を利用目的とする場合には、少なくとも「サービサー法第12条（ただし書を除く。）に規定する業務（特定金銭債権の管理及び回収）」という程度には特定しなければならず、兼業での利用を利用目的とする場合には、少なくとも兼業承認申請書の「事業の種類」欄の記載（原則として日本標準産業分類表細分類により記載することとされている。サービサー法施行規則別紙様式第11号参照）程度には特定しなければならない。さらに、可能であれば、個人情報の取扱いの具体的態様が本人に明らかになるような特定をすることとする。

個人情報の第三者への提供があらかじめ想定される場合には、その旨も特定しなければならない。

２　利用目的の変更（法第15条第２項・法第18条第３項関係）

⑴　債権回収会社は、１の規定により特定した利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。

なお、「範囲」を超える変更となるのは、例えば、次のような場合である。

ア　本業で利用する目的を、本業と全く関連性のない兼業で利用する目的に変更し、又は本業と全く関連性のない兼業で利用する目的を、本業で利用する目的に変更すること。

イ　ある兼業で利用する目的を、当該兼業と全く関連性のない他の種類の兼業で利用する目的に変更すること。

⑵　変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。

⑶　本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、３の規定（法第16条第１項）により、本人の同意を得なければならない。

３　利用目的による制限（法第16条関係）

⑴　債権回収会社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、１の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

「利用目的の達成に必要な範囲を超えて」とは、利用目的を実現するために必要とはいえない場合をいう。

なお、「利用目的の達成に必要な範囲」を超えるのは、例えば、次のような場合である。

ア　債権の管理回収に際し、業務に不必要な当該債務者の隣人に関する個人情報を取り扱う場合

イ　債権の管理回収目的で取得した情報を名簿化して、債務状況リストなどとして販売等する場合

ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

⑵　債権回収会社は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合であっても、目的外利用には当たらない。

⑶　次に掲げる場合については、⑴又は⑵の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意は不要である。

ア　法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

（例）

・　債務者の本人確認のために住民票の写しを交付請求する際、市町村役場の職員の求めに応じて、不当な目的で請求するものではないことを証明するため、当該債務者の個人情報を提出する場合

・　所得税法第225条第１項に基づき税務署長に対して支払調書等を提出する場合

・　民事訴訟法第223条に基づく裁判所による文書提出命令に対して文書を提出する場合

・　民事訴訟法第186条に基づく調査の嘱託又は同法第226条に基づく文書の送付の嘱託に応ずる場合

・　刑事訴訟法第197条第２項に基づく捜査関係事項照会又は同法第507条に基づく裁判執行に関する照会に対して回答する場合

・　弁護士法第23条の２第２項に基づく報告の求めに対して報告する場合

なお、当該法令に、目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみあって、目的外利用をする義務までは課されていない場合には、債権回収会社は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

イ　人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・　暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合